

空き家の悩み事、**解決**しませんか？

空き家の相続手続きはどうしたらいいの？

敷地の境界確認はどうしたらいいの？

空き家を貸したい、売りたいけど、どうしたらいいの？



空き家を改修して活用することはできないかな？

解体したいけど、解体費用はどのくらいかかるのかな？

空き家の管理はどのようにしたらいいの？

空き家を所有や管理されている方には、様々な悩み事があるのではないかと思います。このような悩み事を解決する手助けとして、徳島市では、空き家問題に関する知識を有する専門団体から相談員を派遣していただき、空き家を所有や管理されている方に対して、無料の相談会を実施いたします。複数の専門家にも相談することもできます。

この機会に、空き家に関して困っていることや不安に思っていることなどについて、法律、不動産、建築、維持管理の専門家に相談してみませんか？

徳島市主催 **空き家相談会**

**相談料
無料**

日時 令和8年1月8日(木)、9日(金) 13:00~17:00

※ 相談者1組の相談時間は30分です。

場所 徳島市役所本館4F会議室(徳島市幸町2丁目5番地)

※ 駐車場には限りがありますので、公共交通機関のご利用にご協力ください。

対象 ① 徳島市内に空き家などを所有または管理している方

② 徳島県内に空き家などを所有または管理している徳島市民

※ ①の方を優先し、空きがあれば②の方の受付を行います。

定員 12組(先着順)

申込方法 持参、郵送

※ 申込みは、下記の申込み先までお願いします。

※ 原則、裏面の必要事項をご記入の上、お申込みください。

申込受付 令和7年11月17日(月)~12月1日(月)

※ この期間以外での受付はできませんので、ご注意ください。

※ 持参での申込みは、土・日・祝日を除く8:30~17:00となります。

※ 定員に達した場合は、期限前でも申込みの受付を終了いたします。

※ 定員に達した場合は、徳島市ホームページでお知らせします。

※ 詳細は、下記の問い合わせ先までお問い合わせいただくか、徳島市ホームページ(右の二次元バーコードをスマートフォンで読み取ってください)をご確認ください。



徳島市HP

申込み・
問い合わせ先

〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地

徳島市都市建設部住宅課 空き家対策係

TEL:(088)-621-5288 FAX:(088)-621-5273

持参の場合は
市役所4F住宅課まで

